相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県度会郡南伊勢町迫間浦四九九番地、最後の住所三重県度会郡南伊勢町迫間浦七九二番地一五　被相続人　亡　岡　弘矢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十四日

事務所三重県津市大谷町二一番八　さくら総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　謙一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市南区宮山台一丁六番地、最後の住所大阪府堺市南区宮山台一丁六番八―一〇七号　被相続人　亡　田中　敬一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十四日

大阪市北区野崎町七番八号梅田パークビル五階

相続財産管理人　弁護士　岡崎　倫子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市中区深井北町四番地三、最後の住所大阪府堺市中区北条町一丁三六番三八号奥中文化　被相続人　亡　古谷　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十四日

大阪市北区西天満四丁目三番一一号梅新パークビル八階

相続財産管理人　弁護士　和田　宏徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊中市宮山町三丁目八七番地、最後の住所大阪府岸和田市土生町七七番地　被相続人　亡　森氏　信寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十四日

大阪府泉大津市田中町一〇番七号泉大津商工会議所会館五階

相続財産管理人　弁護士　西田　直浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市北区奥本町二丁一二二番地、最後の住所大阪府堺市北区奥本町二丁一〇三番地　被相続人　亡　竹脇　章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十四日

堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階

相続財産管理人　弁護士　西村　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県香川郡直島町一〇三〇番地、最後の住所香川県香川郡直島町一八四四番地一四　被相続人　亡　富田　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十四日

高松市松島町二丁目一三番二五号

相続財産管理人　弁護士　伊藤　雅啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡東区大字尾倉一四九七番地、最後の住所北九州市小倉北区鋳物師町九番二一号　被相続人　亡　宮本シズ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十四日

北九州市小倉北区大手町一一番三号大手町アイビースクエア二階弁護士法人大手町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中野　昌治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県日南市鈑肥七丁目三七一四番地、最後の住所北九州市八幡西区大字畑三二五番地　被相続人　亡　青木ユキエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十四日

北九州市小倉北区大手町一一番三号大手町アイビースクエア二階弁護士法人大手町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中野　昌治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県朝倉市古毛一三六一番地、最後の住所北九州市門司区吉志五丁目五番一〇号　被相続人　亡　田中喜代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十四日

北九州市小倉北区大手町一一番三号大手町アイビースクエア二階弁護士法人大手町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中野　昌治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市若松区本町一丁目三七六番地、最後の住所北九州市小倉北区中井五丁目一一番八号　被相続人　亡　佐藤　芳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十四日

北九州市小倉北区大手町一一番三号大手町アイビースクエア二階弁護士法人大手町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中西　俊博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県阿久根市折口二四四〇番口号地、最後の住所鹿児島県阿久根市折口二四四〇番地　被相続人　亡　濵崎タツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十四日

鹿児島県阿久根市脇本七九九五番地四

相続財産管理人　司法書士　税所　秀雄

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十八年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十二）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは精算から除斥します。

平成二十八年四月十四日

大阪府守口市本町二丁目五番一八号守口ＣＩＤビル四階　全国電器製造厚生年金基金

理事長　神林　章

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十二）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十四日

東京都千代田区岩本町二丁目八番一二号

東京アパレル厚生年金基金

代表清算人　野村　篤

第35期決算公告

平成28年3月23日　東京都府中市宮町1丁目40番地の1

キヤノンアイテック株式会社

代表取締役　鈴木　良行

貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,711	流動負債	212
固定資産	176	賞与引当金	16
		永年勤続慰労引当金	2
		受注損失引当金	1
		固定負債	257
		退職給付引当金	254
		永年勤続慰労引当金	3
		株主資本	2,418
		資本金	10
		資本剰余金	2,408
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	2,405
		（うち当期純利益）	(74)
合計	2,887	合計	2,887